

## 第4章 運行管理者制度

### 1 運行管理者制度の目的

運行管理者制度の目的について

事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務については、乗務管理、安全運転教育など車両数に応じてその業務量が増大するものが多くあります。

このため、営業所に配置される車両数に応じて、事業者に代わって運行の安全の確保に関する業務を行う運行管理者の選任を義務付けております。

### 2 運行管理者の選任

事業者は、自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければなりません。

(貨物事業法第18条)

#### (1) 運行管理者の選任数

事業者は、営業所の車両数に応じて下表のとおり必要な数の運行管理者を選任しなければなりません。

(安全規則第18条)

事業用自動車の車両数（被けん引車は除く。）	運行管理者数
1両以上29両まで	1人
30両以上	車両数 $\div$ 30 + 1 = X人 (小数点以下切り捨てる。)

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所で、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、運行管理者の選任が義務付けられないことがあります。(※注)

(※注) 専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、専ら一般廃棄物の収集のために使用される自動車等の運行を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょに存する営業所等となります。

運行管理者は、事業者が行う安全確保に関する諸業務を事業者に代わって執行するもので、その業務量は事業の規模、営業所の規模、事業の種類等によって異なりますので、業務量を十分に考慮した適切な数の運行管理者を選任する必要があります。

一の営業所において複数の運行管理者を選任する場合は、それらの業務を統括する統括運行管理者を選任しなければなりません。

なお、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務することはできません。ただし、IT点呼、他営業所点呼、同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業の点呼により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しません。

IT点呼等の細部は、第4章第6項(3)点呼を参照 (81頁)

## (2) 運行管理者の選任届等

事業者は、運行管理者を選任したとき、又はこれを解任したときは、運輸支局長に届け出なければなりません。（貨物事業法第18条）

### ア 選任届

選任の届け出は、事業者が選任してから遅くとも**1週間以内**となっております。

選任の届け出に際しては、運行管理者資格者証の写しを提示しなければなりません。

選任届出書には、次の事項を記載しなければなりません。

(ア) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者と氏名

(イ) 事業の種類

(ウ) 運行管理者の氏名及び生年月日

(エ) 運行管理者資格者証の番号及び交付年月日

(オ) 営業所の名称及び所在地

(カ) 兼職の有無（有りの場合は、その職名及び職務内容）

### イ 解任届

解任の届け出は、事業者が解任してから遅くとも**1週間以内**となっております。

解任届出書には、次の事項を記載しなければなりません。

(ア) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 事業の種類

(ウ) 運行管理者の氏名及び生年月日

(エ) 運行管理者資格者証の番号及び交付年月日

(オ) 営業所の名称及び所在地

(カ) 兼職の有無

(キ) 運行管理者でなくなった理由

### ウ 運行管理者選任（解任）届

### ●記入例（表）

整理番号	XXXXX		貨物自動車運行管理者 <b>選任</b> <b>解任</b> 届出書		令和 2 年 6 月 10 日
北海道運輸局		運輸支局長 殿		届出者の氏名 又は名称 <b>株式会社 北ト協物流</b> 代表取締役 北海 トラオ	
届出者の住所 <b>札幌市中央区南9条西1丁目1-10</b>		届出者の住所 <b>札幌市中央区南9条西1丁目1-10</b>		営業所の名称 及び所在地 <b>本社営業所</b> <b>同上</b>	
事業の種類		一般貨物（6. 特別積合 <input type="radio"/> 7. その他 <input checked="" type="radio"/> 8. 特定貨物 9. 特定第二種			
事業用自動車の台数		総数 <b>20</b> 台		うち一般車両数（被牽引車を除く） <b>19</b> 台	
				うち運行車数（被牽引車を除く） <b>0</b> 台	
				うち被牽引車数 <b>1</b> 台	
選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年月日		年月日		年月日	
兼職の有無		兼職の有無		兼職の有無	
S 49 年 10 月 10 日 <input checked="" type="radio"/> 有（整備管理補助者）・無		R 2 年 6 月 1 日 有（ <input type="radio"/> ）・無		年月日 有（ <input type="radio"/> ）・無	
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年月日		年月日		年月日	
理由		理由		理由	
年月日		年月日		R 2 年 5 月 28 日 <b>退職</b>	
運行管理者の氏名		運行管理者の氏名		運行管理者の氏名	
氏名（ふりがな）		氏名（ふりがな）		氏名（ふりがな）	
生年月日		生年月日		生年月日	
（さっぼろ とらきち）		（さっぼろ とらこ）		（ほっかい みちお）	
北野 トラ吉 S 20 年 2 月 2 日		北野 トラ子 H 元年 1 月 7 日		北海 ミチ夫 S 33 年 3 月 3 日	
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番号		番号		番号	
交付年月日		交付年月日		交付年月日	
北〇第 09876 号 H 3 年 7 月 7 日		北〇貨物第 09765 号 H 20 年 11 月 11 日		号 年 月 日	

●記入例（裏）

<b>選任年月日等</b> 年月日 兼職の有無 年 月 日 有 ( ) ・ 無		<b>選任年月日等</b> 年月日 兼職の有無 年 月 日 有 ( ) ・ 無		<b>選任年月日等</b> 年月日 兼職の有無 年 月 日 有 ( ) ・ 無	
<b>解任等年月日</b> 年月日 理由 年 月 日		<b>解任等年月日</b> 年月日 理由 年 月 日		<b>解任等年月日</b> 年月日 理由 年 月 日	
<b>運行管理者の氏名</b> 氏名(ふりがな) 生年月日 ( )		<b>運行管理者の氏名</b> 氏名(ふりがな) 生年月日 ( )		<b>運行管理者の氏名</b> 氏名(ふりがな) 生年月日 ( )	
<b>資格者証番号</b> 番号 交付年月日 号 年 月 日		<b>資格者証番号</b> 番号 交付年月日 号 年 月 日		<b>資格者証番号</b> 番号 交付年月日 号 年 月 日	
備考		統括運行管理者 <u>北野 トラ吉</u> 選任年月日 <u>H 17年 4月 1日</u>			

(記載要領)

1. 事業の種類については、当該番号を○で囲むこと。
2. 事業用自動車台数については、その種別毎に記載すること。
3. 車庫の位置については、営業所の位置と車庫の位置について当該番号を○で囲み2の場合は、営業所と車庫の距離を記載すること。  
 なお、当該営業所に複数の車庫がある場合はそのすべての車庫との距離を記載すること。
4. 選任年月日等欄の兼職の有無については、当該項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
5. 解任等年月日欄の理由については、転勤、職制変更、法20条の返納等を記載すること。
6. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の際には、資格者証又はその写しを提示すること。

(3) 運行管理者の資格要件

ア 資格要件

運行管理者として選任できる資格要件は、運行管理者資格者証の交付を受けている者となっております。 (貨物事業法第18条)

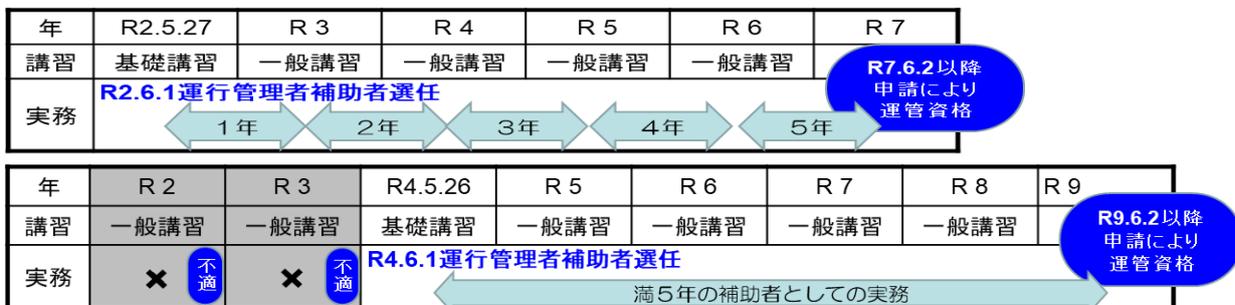
イ 運行管理者資格者証が交付される者は、次のいずれかの者となっております。

(貨物事業法第19条)

(7) 運行管理者試験に合格した者

(イ) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は特定第二種利用運送事業の運行の管理に関し 5年以上の実務の経験を有し、その間に国土交通大臣の認定を受けた機関が行う告示で定められた講習を5回以上(内、基礎講習1回は受講していること)受講した者(安全規則第24条)

(参考例)



安全規則の解釈及び運用24条1項により、基礎講習を受けることで補助者として運行管理業務に携われる。よって、基礎講習受講後から実務経験がカウントできる。したがって、上記のように一般講習を先に受けても、実務ができず無駄となる。また、実務が伴わない一般講習はカウントに入らない。

年	R2.5.27	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
講習	基礎講習	一般講習	未受講	一般講習	一般講習	一般講習	
実務	<b>R2.6.1運行管理者補助者に選任</b> 						

未受講の年があっても、講習を5回受ければ認定対象となる。

#### ウ 運行管理者資格者証の交付を受けられない者

次の者は、運行管理者資格者証の交付を受けられません。(貨物事業法第19条)

- (ア) 運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から**5年**を経過しない者
- (イ) この法律等に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から**5年**を経過しない者

#### エ 運行管理者試験の受験資格

受験資格は、次のとおりとなっております。(安全規則第31条)

- (ア) 試験の日の前日において旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)又は特定第二種利用運送事業の**運行の管理に関し1年以上の実務の経験**を有する者
  - (イ) (ア)の実務経験は、国土交通大臣の認定を受けた機関が行う**基礎講習**(平成7年4月以降の基礎講習に限る。) **を修了**することをもって代えることができる。

### (4) 運行管理者の補助者の選任

一人の運行管理者が24時間勤務していることが現実的に不可能であるため、事業者は、運行管理者が履行する業務を補助するための補助者を、運行管理者資格者証を取得した者又は基礎講習を修了した者から選任することができます。

また点呼に関する業務の一部を補助者が行うことができます。

しかし、職務権限についての責任はあくまで運行管理者にあり、補助者が職務を執行したときは必ず運行管理者に報告させるとともに、運行管理者の指示により行動させなければなりません。

#### ア 補助者の実施業務等

- (ア) 点呼の一部(少なくとも運行管理者が3分の1以上を実施しなければならない。)
- (イ) 運行指示書に係わる資料作成及び運転者への伝達行為

#### イ 事業者は、補助者を選任する場合、以下の点に留意しなければなりません。

- (ア) 補助者は、運行管理に関する知識を有する等、運行管理者に準じる者であること。したがって補助者の資格要件は、次のいずれかに該当している必要があります。
  - a 運行管理者資格者証(貨物)を取得していること。
  - b 国土交通大臣が認定する基礎講習を受講していること。
- (イ) 補助者の選任については、運行管理者の補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者のほかの営業所を兼務しても構いません。ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等を明記するとともに、体制を整えておかなければなりません。
- (ウ) 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、運行管理者に代わって運行管理業務を行う者ではありません。ただし、点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができます。

- (エ) 補助者が補助として行う業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものです。したがって、補助者が行う業務において、以下のようなおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づいてそれぞれの運転者に対し指示を行わなければなりません。
  - a 運転者が酒気を帯びている。
  - b 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない。
  - c 無免許運転、大型自動車等無資格運転
  - d 過積載運行
  - e 最高速度違反行為
- (オ) 補助者の地位と職務権限は、運行管理規程等で明確に規定しておく必要があります。
- (カ) 補助者の選任数は、運行管理の業務量を十分考慮した数であることが必要です。

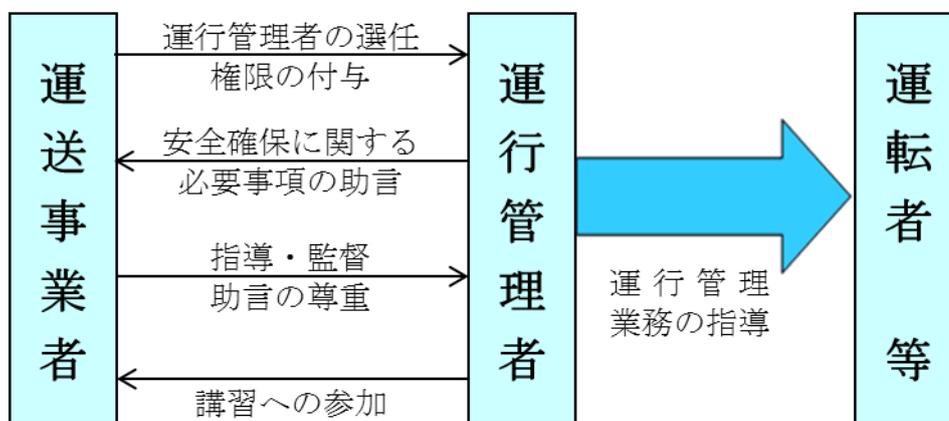
### 3 運行管理者の職務権限

#### (1) 運行管理者の職務権限

事業者は、運行管理者に対し、運行の安全の確保に関する業務を行うため必要な権限を与えなければなりません。

また、事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければなりません。  
(貨物事業法第 22 条)

#### (2) 事業者・運行管理者・運転者等の関係



### 4 運行管理者の講習について

事業者は、以下のとおりの運行管理者に国土交通大臣の認定を受けた機関が行う告示で定められた講習を受講させなければなりません。(安全規則第 23 条)

- (1) 死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所、又は輸送の安全に係る行政処分の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している者 (特別講習)
- (2) 運行管理者として新たに選任した者 (一般講習若しくは基礎講習)  
(基礎講習を受講していない者は基礎講習を受講)
- (3) 最後に国土交通大臣の認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した者 (一般講習若しくは基礎講習)

## 5 運行管理者の資格取り消しについて

運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合は運行管理者資格者証の返納命令が出されます。（補助者等が行った運行管理業務についても運行管理者の責任となります。）

### 運行管理者資格者証の返納

**注意!**

運行管理者の輸送の安全に関する規制の違反や、休憩・睡眠施設の整備等の事業計画等の事業に関する規制について繰り返し違反が行われていた場合や違反が悪質である場合には、運行管理者としての資質が欠如していると言えます。したがって、国土交通大臣は、次の場合において、運行管理者の資格者証の返納を命ずることができることとなっています。

#### 処分日数に関係なく運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

- ① 事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転又は大型自動車等無資格運転を行った場合。
- ② 運行の安全確保に関する違反の事実、若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- ③ 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、運行管理者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から法令の規定に基づく協議及び意見聴取並びに通知があった場合。
- ④ 事業用自動車の運転者が③に該当する違反行為を引き起こした場合であって、補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から法令の規定に基づく協議及び意見聴取並びに通知があった場合。
- ⑤ 事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）が、著しく遵守されていない場合、又は全運転者に対して点呼を全く実施していない場合で処分日車数「120日車以上」となった場合。
  - ※ 複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は「統括運行管理者」に対して行われる。
  - ※ 返納命令処分を受けた者は、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。返納命令に違反した場合も同様とする。
- ⑥ 運行管理者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者で使用（選任の届出をした場合を含む。）させた場合。
- ⑦ 運行管理者試験の受験資格の詐称等、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合。
- ⑧ 処分日車数が30日車以上120日車未満の場合は、警告される。複数の運行管理者が選任されている場合は「統括運行管理者」に対して行われる。

## 6 運行管理者の業務

(1) **運行管理者の業務**は、次のとおりとなっております。(安全規則第 20 条)

ア 運転者として選任された者以外の者に運転をさせないこと。

運転者台帳は、常時選任された運転者とそれ以外の運転者との区分を明確にしておくことが必要です。

運転者台帳の記載事項（詳細は、103頁「運転者台帳」参照）

- (ア) 作成年月日、作成番号
- (イ) 運転者の氏名、生年月日、住所、写真
- (ウ) 運転免許証の種類、番号、有効年月日
- (エ) 雇用関係、採用年月日、選任年月日
- (オ) 運転者の健康状態
- (カ) 指導の実施、適性診断の受診状況
- (キ) 自動車事故歴、違反歴
- (ク) 退職等の年月日、その他必要な項目

イ 乗務員の休憩・睡眠施設の管理をすること

次の事項に留意し、その徹底に努めなければなりません。

- (ア) 休憩・睡眠を必要とする場所に設けられていること。
- (イ) 寝具等、必要な設備が整えられていること。
- (ウ) 施設、寝具などが不潔な状態でないこと。

ウ 勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成しこれに従い、乗務させること。

具体的な基準は、平成 13 年 8 月 20 日付け、国土交通省告示第 1365 号による。

エ 酒気を帯びた状態、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全運転ができないおそれのあるものを乗務させないこと。

「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等をいいます。

オ 長距離運転等の場合であって、疲労、睡眠不足等により安全運転ができないおそれがあるときは、交替運転者を配置すること。

「安全運転ができないおそれがあるとき」とは、次のような場合が該当します。

- (ア) 拘束時間が 16 時間を超える場合
- (イ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合
- (ウ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

カ 過積載の防止のため、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

次の事項に留意し、その徹底に努めなければなりません。

- (ア) 過積載による運送の引受けをしてはならない。
- (イ) 過積載による運送を前提とする運行計画の作成をしてはならない。
- (ウ) 過積載による運送の指示をしてはならない。
- (エ) 過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督をしなければならない。

キ 貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

次の事項に留意し、その徹底に努めなければなりません。

- (ア) 荷物の位置が極端に荷台の後方又は片側に偏る等、偏荷重が生じないように積載すること。
- (イ) 荷崩れ等による落下防止のために、貨物にシート又はロープをかける等、必要な措置を講ずること。

キ-2 道路法第47条の規定等に違反する行為の防止について指導及び監督を行うこと。

(ア) 限定超過車両の通行禁止違反について

(イ) 道路構造等による通行禁止・制限箇所の運行禁止違反について

(ウ) 特殊車両通行許可の条件違反について

ク 乗務前・中間・乗務後の点呼を行い、報告を求め、確認を行い及び指示を与え、その記録をし保存をすること。

また、酒気帯び確認を目視及びアルコール検知器を用いて行うこと。アルコール検知器を常時有効に保持するため、取扱説明書に基づき適切な使用、管理、保守をし、定期的に故障の有無の確認を行うこと。

(ア) 乗務前点呼における確認事項等

a 酒気を帯びた乗務員を乗務させない。酒気帯びの有無は目視等で確認するとともに営業所に備え付けられたアルコール検知器を用いて行う。

b 乗務員の服装、心身の健康状態、睡眠の状況及び麻薬、覚せい剤使用等の有無を確認する。

c 日常点検の実施結果を確認する（整備管理者が運行の可否を決定したかどうかを確認する。）。

d 一般注意事項を指示する。

e 道路状況及び沿線の行事等の注意事項を指示する。

f 気象に対する注意を指示する。

g 運行指示書、乗務記録を手渡し、運行記録紙を装着する。

h 自動車検査証、運転免許証、非常信号用具等について、その有無を確認し報告させる。

i その他必要な事項

(イ) 中間点呼における確認事項等

a 酒気を帯びた状態の乗務員の乗務を中止させる。酒気帯びの有無を電話等で確認する点呼の場合、応答の声の調子等で確認するとともに携行させたアルコール検知器、又は自動車に設置されているアルコール検知器を用いて行う。

b 乗務員の心身の健康状態、睡眠の状況及び麻薬、覚せい剤使用等の有無を確認し使用が認められる者の乗務を中止する。

c 一般注意事項を指示する。

d 道路状況及び沿線の行事等の注意事項を指示する。

e 気象に対する注意を指示する。

(ウ) 乗務後点呼における確認事項等

a 酒気帯びの有無を目視等で確認するとともに営業所に備え付けられたアルコール検知器を用いて行う。

b 運行状況の報告を受ける（交替した運転者に対して行った通告内容の報告を含む。）。

c 車両状態の報告を受ける。

d 道路状態の報告を受ける。

e 乗務記録及び運行記録紙を提出させる。

f 翌日の勤務を指示する。

g その他必要な事項

(エ) 点呼の記録をする事項は、下表のとおりです。

乗務前点呼	中間点呼	乗務後点呼
a 点呼執行者名	a 点呼執行者名	a 点呼執行者名
b 運転者名	b 運転者名	b 運転者名
c 登録番号又は識別記号	c 登録番号又は識別記号	c 登録番号又は識別記号
d 点呼日時	d 点呼日時	d 点呼日時
e 点呼方法	e 点呼方法	e 点呼方法
i アルコール検知器使用の有無	i アルコール検知器使用の有無	i アルコール検知器使用の有無
ii 対面でない場合は具体的方法	ii 具体的方法	ii 対面でない場合は具体的方法
f 酒気帯びの有無	f 酒気帯びの有無	f 自動車、道路及び運行の状況
g 運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況	g 運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況	g 交替運転者に対する通告
h 日常点検の状況	h 指示事項	h 酒気帯びの有無
i 指示事項	i その他必要な事項	i その他必要な事項
j その他必要な事項		

(オ) 点呼は対面により所属営業所において行うことが原則であるが、業務の実態に応じて以下のとおり対応することができる。

- a 同一事業者内のGマーク営業所は、IT機器を活用し、営業所間において1営業日のうち連続する16時間以内は点呼を行うことができる。またGマーク営業所及び所要の条件を満たした営業所においては、営業所と車庫間は終始点呼ができる。
- b 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にあり、同一事業者内のGマーク営業所同士である場合、同一事業者内の他営業所の運行管理者等による対面点呼ができる。
- c 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にあり、同一事業者内のGマーク営業所同士である場合、運行途中において他営業所の運転者との交替ができる。
- d 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業は、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に限り当該敷地内のGマーク営業所の運行管理者等により対面点呼ができる。

(カ) 管理者不在のときは補助者が点呼を代行すること。ただし、運行管理者は点呼の総回数の少なくとも3分の1以上行わなければならない。

ケ 運転者に対して乗務等の記録をさせ、その記録を保存すること。

乗務員が乗務記録をする事項は、次のとおりです。

- (ア) 運転者名
- (イ) 登録番号又は識別記号
- (ウ) 乗務開始、終了の地点及び日時、主な経過地点、乗務した距離
- (エ) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
- (オ) 休憩又は仮眠・睡眠をした場合は、その地点及び日時（休憩については、10分以上の場合に記載する。）
- (カ) 事故、著しい遅延、その他異常な状態及びその原因
- (キ) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の車両に乗務した場合は、
  - a 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等

- b 荷主の都合により集貨地点等で30分以上待機した場合にあつては、
  - (a) 集貨地点等
  - (b) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時
  - (c) 集貨地点等に到着した日時
  - (d) 集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
  - (e) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、附帯業務を実施した場合は、附帯業務の開始及び終了の日時
  - (f) 集貨地点等から出発した日時
- (k) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあつては（上記b項に該当する場合にあつては、下記a及びbに掲げる事項を除く。）、
  - a 集貨地点等
  - b 荷役作業等の開始及び終了の日時
  - c 荷役作業等の内容
  - d aからcまでに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあつては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあつては、その旨
- (ケ) 運行指示の内容
- コ 運行記録計を管理し、その記録を保存すること。  
次の自動車の乗務について、運行記録計による記録が必要です。
  - (ア) 車両総重量7 t以上又は最大積載量4 t以上の自動車
  - (イ) (ア)に該当する被けん引車をけん引するけん引自動車
- サ 運行記録計により記録できないものを運行させないこと。
- シ 事故が発生した場合には、事故に関する事項を記録し、その記録を3年間保存しなければならない。
- ス(ア) 乗務前・乗務後の点呼が対面で行われない運行ごとに、次に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適正な指示を与え一部を携行させなければならない。
  - a 運行の開始及び終了の地点及び日時
  - b 乗務員の氏名
  - c 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
  - d 運行に際して注意を要する箇所的位置
  - e 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
  - f 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
  - g その他運行の安全を確保するために必要な事項
- (イ) (ア)の運行途中でa又はcに変更が生じた場合には、運行指示書の写しに変更内容を記載し、運転者に対し電話その他の方法で変更内容について適切な指示を行い、携行している運行指示書に変更内容を記載させること。
- (ウ) (ア)の運行以外の運行途中において、乗務前・乗務後の点呼が対面で行われない運行を行わせる場合は、(ア)に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うこと。
- (エ) 運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること。

セ 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

ソ(ア) 運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守事項及び非常信号用具、消火器の取扱いについての指導及び監督をすること。

- a 新規教育及び再教育を行うこと。
- b 年間計画を立て計画的に実施すること。
- c 欠席者に対する処置を徹底すること。
- d 教育効果を把握し、次回の教育に活用すること。
- e 教育の実施結果を記録し、保存すること。

(イ) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢者（65歳以上の者）に対して、特別な指導を行い、かつ、適性診断を受けさせること。

タ 異常気象時における適切な指示その他必要な措置を講ずること。

(ア) 異常気象時、土砂崩壊及び路肩軟弱等の場合に、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運転の中止等の指示をすること。

(イ) 緊急連絡所を指定する等、緊急連絡体制を確立しておくこと。

(ウ) 異常気象時における処置の目安

別表のとおり。

なお輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

(エ) 輸送を中止した場合の対応

事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）や事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

(オ) 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況にあるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、北海道運輸局又は最寄りの運輸支局にその旨を通報すること。

(カ) その他

- a 別表に定める基準は、目安として示したものであり、荷主と輸送の安全の確保について配慮しつつ調整した上で具体的な取扱いを定めることは差し支えない。
- b 事後の紛争を防止するため、この基準や、輸送を中止した場合の取扱い等については、事前に荷主と運送契約書等において定めておくことが望ましい。
- c 雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤの製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をする。

チ 運行管理者の補助者を選任した場合は、その補助者に対する指導及び監督を行うこと。

ツ 自動車事故報告規則に規定する事故警報の事故防止対策に基づいた運行の安全について、指導及び監督を行うこと。

テ 特別積合せ事業の場合には、乗務基準を定め、その基準の遵守について、指導及び監

督を行うこと。

ト 事業者に対し、運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。

ナ 統括運行管理者は、ア～ト項による運行管理者の業務を統括しなければならない。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

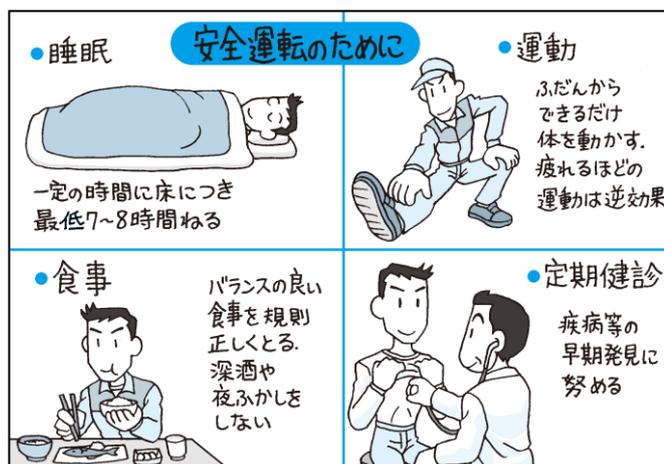
※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

## (2) 乗務員の健康状態の把握（運行管理者の役割）

ア 運行管理者は、酒気帯びの状態にある乗務員、睡眠不足の乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。

イ 運行管理者は、乗務員の健康状態を常に把握し、健康な状態で乗務できるように、健康診断等を通じて管理、監督する義務があります。また、診断の結果、要注意者に対しては、自主的な管理に努めさせるほか、適宜、医師の診断を受けさせるよう適切に指導を行う必要があります。そのためには、衛生管理者、産業医等と密に連絡体制を築いておかなければなりません。

ウ 運行管理者は、乗務前点呼に際し、酒気帯び、疾病、過労及び睡眠不足等の有無について、対面で本人からの申告を受けるだけでなく、運行管理者自らが確認を行わなければなりません。特に、酒気帯びの確認については、目視等のほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければなりません。



空 白

### (3) 点呼

#### <ポイント>

- 1 点呼は、運行上やむを得ない場合を除き、対面で実施することが基本である。
- 2 点呼には、乗務前点呼、乗務後点呼及び中間点呼があり、各々その実施内容が定められている。
- 3 点呼時は、運転者に対し報告を求め、安全確保に必要な指示を出すだけでなく、酒気帯びの有無を確認しなければならない。その際、**事業者は**、酒気帯びの有無を目視等で確認するだけでなく、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければならない。
- 4 対面による点呼（乗務前、乗務後の両方）を行うことができない場合は、乗務前、乗務後のほか、乗務の途中で少なくとも1回の点呼を行うことが義務付けられている（2泊3日以上の場合）。この場合は、「運行指示書（正）（副）」を作成し、運転者に「運行指示書（正）」を携行させなければならない。
- 5 運行計画に変更が生じた場合、運行管理者は変更内容を「運行指示書（副）」に記入するとともに運転者に指示を行う。同時に運転者は、変更内容を「運行指示書（正）」に記入するとともに「運行指示書（正）」を携行する。
- 6 **事業者は**、酒気を帯びた運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。また、運転者も、酒気を帯びた状態にある時は、会社に申し出なければならない。
- 7 **事業者は**、睡眠不足の運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。また、運転者も、睡眠不足の状態にある時は、会社に申し出なければならない。
- 8 点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

#### ア 点呼の実施要領

運行管理者は、乗務前点呼を実施し、運転者から本人の健康状態や睡眠の状況、酒気帯びの有無、日常点検等の報告を求め、それに対して安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。乗務終了後には乗務後点呼を実施し、乗務した自動車、道路、運行の状況、酒気帯びの有無、ほかの運転者と交替した場合には、交替運転者との通告について報告を受けなければなりません。しかし、乗務前、乗務後のどちらかが、やむを得ず対面で点呼ができない場合は、電話その他の方法で点呼を行います。

また、長距離運行等により乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない場合は、乗務の途中で少なくとも1回は、電話その他の方法により点呼（中間点呼）を実施しなければなりません。

◆「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前又は乗務後の点呼が営業所において対面で出来ない場合のことを指し、車庫と営業所が離れているとか、早朝、深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は該当しません。

◆「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、FAX等、一方的な連絡方法は該当しません。また、電話その他の方法による点呼は、運転中に行ってははいけません。

(ア) 点呼場所

点呼場所をどのような所に定めるかは、決まった定義はありませんが、重要な点呼を騒々しい所で実施するのは好ましいことではありません。事務員やほかの運転者から見え、運転者の点呼がスムーズに行くような独立した所が理想です。

そして、点呼場所には、点呼要領を表した掲示、指導の重点事項、時計、鏡、運転者の立つ位置の表示及び必要な帳簿類の備え付け等、環境作りが必要です。

(イ) 点呼の種類と確認・指示事項

点呼は、運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行のために必要な指示を与え、報告を聴取するため、次の内容を確実に実施しなければなりません。

a 乗務前点呼における確認・指示事項

- (a) 運転者の健康状態、疲労の度合、睡眠の状況、酒気帯びの有無、異常な感情の高ぶり等について確認し、安全な運転ができる状態か否かを判断する。
- (b) 日常点検の実施結果に基づき、整備管理者が自動車の運行の可否を決定したことを確認する。
- (c) 服装を端正に着用しているかの確認
- (d) 運転免許証、非常信号用具、業務上必要な帳票類等、携行品の確認
- (e) 休憩時間・場所、積載物、気象、道路状況等、運行の安全を確保するための注意事項の指示
- (f) 個々の運転者について、運転行動に現れやすい問題点についての注意

b 乗務後点呼における確認・指示事項

- (a) 車両、積載物の異常の有無、乗務記録、運行記録計等の記録により運転者の運転状況等の確認
- (b) 工事箇所等、道路状況に関する最新情報及びヒヤリ・ハット経験の有無等、安全情報の確認
- (c) 酒気帯びの有無
- (d) 運転者に翌日の勤務を確認させる。

c 中間点呼

乗務前及び乗務後のいずれの点呼も対面で実施できない乗務を行う運転者に対し、運行管理者は、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回は、電話等により、運転者と直接対話できる方法で酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を確認するため点呼を実施しなければなりません。

d アルコール検知器の使用

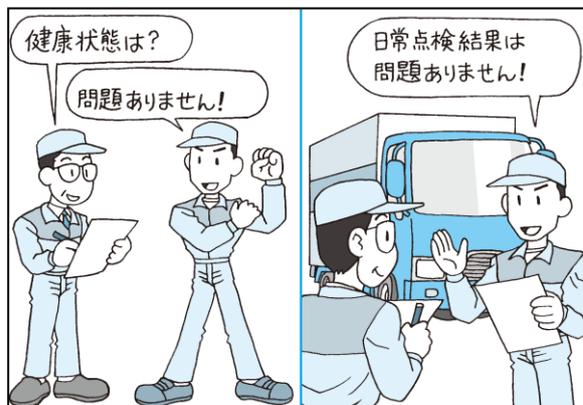
- (a) 乗務前点呼、乗務後点呼及び中間点呼における酒気帯びの有無は、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければなりません。
- (b) アルコール検知器が1つも備えられていない場合、アルコール検知器備え義務違反となり、初違反「60日車」、再違反「120日車」となります。また、正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合や、正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合、アルコール検知器の常時有効保持義務違反となり、初違反「20日車」、再違反「40日車」となります。

## イ 点呼の記録

### (ア) 乗務前点呼の記録の内容

乗務前点呼の記録内容は、次のとおりです。

- a 点呼執行者名
- b 運転者名
- c 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- d 点呼日時
- e 点呼方法
  - (a) アルコール検知器の使用の有無
  - (b) 対面でない場合は具体的方法
- f 酒気帯びの有無
- g 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- h 日常点検の状況
- i 指示事項
- j その他必要な事項



運行管理者は、乗務前の点呼において、以下の点に注意して過労運転の防止を図らなければなりません。

- 酒気帯びの状態にある乗務員を車両に乗務させてはなりません。
- 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない、又はその補助をすることができないおそれがあると判断した乗務員を車両に乗務させてはなりません。
- 「その他の理由」とは、覚せい剤や禁止薬物等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり等を指します。

### (イ) 乗務後点呼の記録の内容

乗務後点呼の記録内容は、次のとおりです。

- a 点呼執行者名
- b 運転者名
- c 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- d 点呼日時
- e 点呼方法
  - (a) アルコール検知器の使用の有無
  - (b) 対面でない場合は具体的方法
- f 自動車、道路及び運行の状況
- g 交替運転者に対する通告
- h 酒気帯びの有無
- i その他必要な事項



- 「交替する運転者に対する通告」とは、例えば、車両の乗り継ぎによって運転者が交替する場合、前任者が交替する運転者に対し、これまで運転していた車両や道路、運行の状況について知らせることをいいます。

(ウ) **中間点呼**の実施及び記録の内容

乗務前、乗務後のいずれも対面で点呼ができない場合は、乗務の途中に少なくとも1回は、電話やその他の運転者と直接対話できる方法で点呼を行い、酒気帯びの有無、健康状態について報告を求め及び確認を行い、安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。

また、中間点呼を必要とする運行については、運行指示書を作成して運転者に携行させなければなりません。

中間点呼の実施内容は、次のとおりです。

- a 点呼執行者名
- b 運転者名
- c 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- d 点呼日時
- e 点呼方法
  - (a) アルコール検知器の使用の有無
  - (b) 具体的方法
- f 酒気帯びの有無
- g 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- h 指示事項
- i その他必要な事項



(エ) 点呼記録簿の帳票（例）を次に示します。

●記載例

**点呼記録簿** 運行管理者 北海太郎 ALC検知器機能 良・否

運転者名 (車両番号)	顧客名 行き先等	乗務前点呼事項					中間点呼事項					乗務後点呼事項				
		点呼方法 対面 TEL その他	日常点検 良・否	健康状態 疾病・疲労・睡眠不足 良・否	酒気帯び 検知器使用 有・無	点呼日時	点呼執行者	点呼方法 対面 TEL その他	健康状態 疾病・疲労・睡眠不足 良・否	酒気帯び 検知器使用 有・無	点呼日時	点呼執行者	点呼方法 対面 TEL その他	酒気帯び 検知器使用 有・無	点呼日時	点呼執行者
坂本 竜馬 1836	高知	対面	良	良	有	6/13	TEL	良	有	有	6/13	対面	有	6/13	TEL	自転車・老人・子供に注意！ 非常用/免許証/車検証/消火器の搭載 〇道は△付近で対面片側通行あり。 タコチャート紙の回収/事故や違反の有無/
西郷 吉之助 1828	鹿児島	対面	良	良	有	6/13	TEL	良	有	有	6/13	対面	有	6/13	TEL	
桂 小五郎 1833	山口	対面	良	良	有	6/13	TEL	良	有	有	6/13	対面	有	6/13	TEL	
土方 歳三 1835	函館	対面	良	良	有	6/13	TEL	良	有	有	6/13	対面	有	6/13	TEL	
		対面	良	良	有	5:40	TEL	良	有	有	5:40	対面	有	18:20	TEL	
		対面	良	良	有	/	TEL	良	有	有	/	対面	有	/	TEL	
		対面	良	良	有	/	TEL	良	有	有	/	対面	有	/	TEL	
		対面	良	良	有	/	TEL	良	有	有	/	対面	有	/	TEL	
		対面	良	良	有	/	TEL	良	有	有	/	対面	有	/	TEL	
		対面	良	良	有	/	TEL	良	有	有	/	対面	有	/	TEL	

※ 点呼方法が、対面の場合には「対面」の欄にエンマーク。対面以外の場合には「電話等」の欄に具体的な方法を記載する。(電話:T/無線:M/IT機器:IT)  
 ※ ALC検知器機能の良・否は、外損の異常、電源が入る事を毎日確認する。また1週間に1回はアルコールの検知機能も合わせて確認する。  
 ※ 乗務の開始及び終了のいずれも対面で行なうことができない乗務者に対しては、当該乗務のほかに当該乗務の途中において少なくとも1回、電話等により点呼(中間点呼)を行ってください。

<1年間保存>

- 事故防止、安全運転のための全体的及び個人的な指導伝達事項と行く先別にかかわる指導事項を伝達し、記入する。
- 営業所から出発する時は必ず対面で行う。泊りを伴うような運行の場合のみ電話等で行う。
- 乗務前・乗務後の点呼が共に対面で出来ない運行日には必ず電話等で行う。
- 前任運転手から交替運転者への引き継ぎ事項

- 日常点検の結果の報告を受け異常のある時は整備管理者へ報告させる。
- アルコール検知器の使用の有無、酒気帯びの有無、疾病・疲労、睡眠不足等の状況について必ず報告させ、異状がある場合は乗務させない。
- 運行管理者名又は補助者名(点呼執行者名)

(オ) 点呼の際の心構え  
 点呼を実施するに当たっては、次のことを心がける必要があります。

- 身だしなみを整えておくこと。
- 目的を持って点呼に望むこと。
- 指示や注意を与えるときは、要点をはっきりさせること。
- すべての運転者に公平であること。

(カ) 保存期間  
 点呼を行った際の報告や指示内容は、運転者ごとに記録し、その記録を**1年間保存**しなければなりません。

## ウ IT点呼

輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所には、国土交通大臣が定めた機器による点呼（IT点呼）を行うことができます。

更に、国土交通省よりH28.7.1に「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正の通達が発出され、①同一事業所内における遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者によるIT点呼が実施可能（Gマーク営業所に限る。）、②Gマーク未取得の営業所でも、一定の要件を満たせばIT点呼可能、更に③酒気帯び状況の判定結果がクラウド型機器でも記録保存可能となり、IT点呼制度の対象の拡大・要件緩和及び実施可能事業所の適用拡大が図られることとなりました。

(ア) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定してる安全性優良事業所（Gマーク営業所）をいいます。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(ウ)項で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱います。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する事業用貨物自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ④ 地方実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヵ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。（A～Eの評価については145頁参照）

(イ) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であつて、そのカメラ、モニタ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいいます。

(ウ) 同一の事業者内のGマーク営業所において上記機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(ア)項のなお書きの営業所において上記の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（IT点呼）は、以下に定めるところにより行うことができます。

### a IT点呼の実施方法

(a) 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（IT点呼実施営業所）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(イ)項の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとします。

(b) 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（被IT点呼実施営業所）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(イ)項の機器を使用しIT点呼を受けるものとします。

(c) 点呼は対面により行うことが原則であることから、I T点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とします。

ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でI T点呼を実施する場合にあってはこの限りではありません。

b 運行管理及び整備管理関係

(a) 営業所間（営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。）でI T点呼を実施した場合は、法令で定められた内容をI T点呼実施営業所及び被I T点呼実施営業所の双方で記録、保存しなければなりません。

(b) 営業所間でI T点呼を実施した場合は、I T点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに、記録した内容を被I T点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、I T点呼実施営業所の名称、I T点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録、保存しなければなりません。

(c) 営業所間でI T点呼を実施する場合は、被I T点呼実施営業所の運行管理者等は、I T点呼実施営業所で適切なI T点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をI T点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しなければなりません。

(d) 上記事項その他I T点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。

(e) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、法令で定めるところにより行わなければなりません。

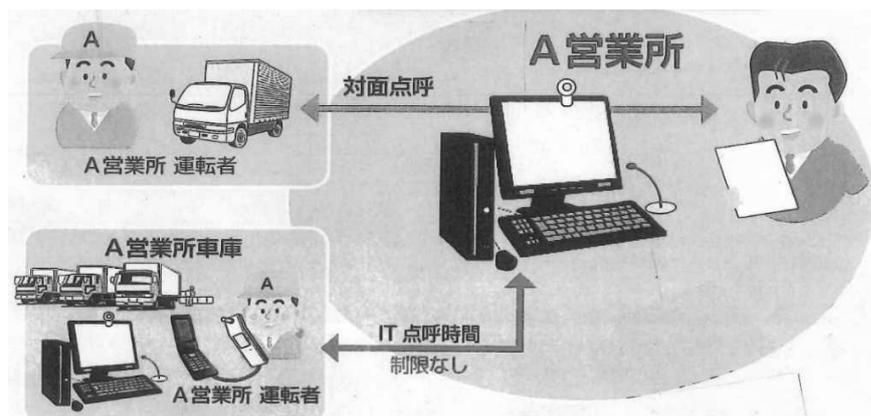
c 運輸支局長等への報告関係

(a) I T点呼を実施しようとする事業者は、I T点呼実施営業所及び被I T点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）にI T点呼実施予定日の原則10日前までに定められた報告書を提出しなければなりません。

また、(ア)項なお書きの事業者にあつては、事前に地方実施機関へ(ア)枠内④項の要件を確認し、定められた報告書に記載しなければなりません。

(b) 提出した報告書の記載内容を変更する場合は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

(c) I T点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。



(エ) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業所内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない等の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(イ)項の機器による点呼(遠隔地IT点呼)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができます。

a 遠隔地IT点呼の実施方法

(a) 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所(以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(イ)項の機器を使用し、遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認しなければなりません。

(b) 運転者は、乗務を開始若しくは終了しようとする地点、又は中間点呼を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。)で管理する(4)の機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けなければなりません。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合、又は中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(イ)項の機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではありません。

(c) 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とします。ただし、IT点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とします。

b 運行管理及び整備管理関係

(a) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録、保存しなければなりません。

(b) 遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を被遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地IT点呼実施営業所の名称、遠隔地IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければなりません。

(c) 被遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地IT点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければなりません。

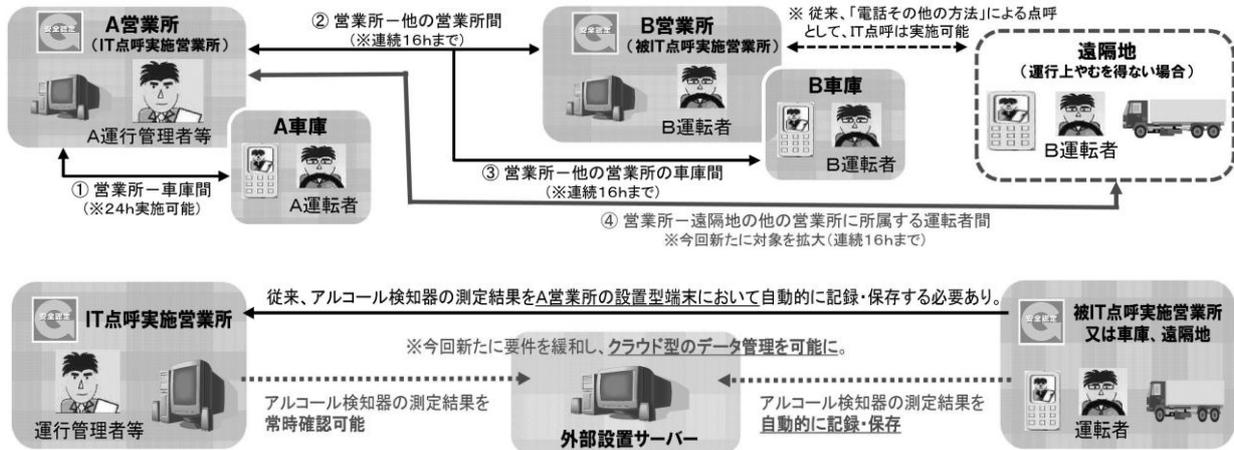
(d) 上記事項その他遠隔地IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。

(e) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程に基づいて行わなければなりません。

c 運輸支局長等への報告関係

(a) 遠隔地IT点呼を実施しようとする事業者には、遠隔地IT点呼実施営業所及び被遠隔地IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地IT点呼実施予定日の原則10日前までに、定められた報告書を提出しなければなりません。

- (b) 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。
- (c) 遠隔地 I T 点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。



## エ 他営業所点呼

2 地点間を定時で運行する等定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（他営業所点呼）を行う場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができます。

- (ア) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければなりません。
- (イ) 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（他営業所点呼実施営業所）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければなりません。
- (ウ) 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければなりません。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)での取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。
- (オ) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程に基づいて行わなければなりません。
- (カ) 当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、他営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限られます。
- (キ) アルコール検知器の使用方法等について、当該運転者の所属する営業所及び他営業所点呼営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、当該運転者、運行管理者等その他の関係者に周知しなければなりません。
- (ク) 他営業所点呼営業所において乗務を開始又は終了する場合には、他営業所点呼営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下でアルコール検知器を用いた検査を実施しなければなりません。

- (ケ) 当該運転者の所属する営業所は、一定期間ごとに、他営業所点呼営業所からアルコール検知器による測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、**事業者はその確認等を行わなければなりません。**

オ 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業）の点呼

当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができます。

(ア) 運行管理及び整備管理関係

- a 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければなりません。
- b グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（他グループ営業所点呼実施営業所）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければなりません。
- c 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければなりません。
- d 上記a項からc項までの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。
- e 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程に基づいて行わなければなりません。
- f 当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、他グループ営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限られます。
- g アルコール検知器の使用方法等について、当該運転者の所属する営業所及び他グループ営業所点呼営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、当該運転者、運行管理者等その他の関係者に周知しなければなりません。
- h 他グループ営業所点呼営業所において乗務を開始又は終了する場合には、他グループ営業所点呼営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施しなければなりません。
- i 当該運転者の所属する営業所は、一定期間ごとに、他グループ営業所点呼営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、**事業者はその確認等を行わなければなりません。**

(イ) 運輸支局長等への報告関係

- a 他グループ営業所点呼を実施しようとする**事業者等は**、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前まで

に規定の報告書を提出すること。報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付しなければなりません。

- b 提出した報告書の記載内容を変更しようとする**事業者は**、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。
- c 当該点呼の実施を終了しようとする**事業者は**、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

#### カ 受委託点呼

深夜・早朝時間帯における点呼のための運行管理者等の確保が大きな負担となっている運送事業者にとって、輸送の安全確保を前提に、点呼の受委託制度を活用することができます。

例えば、流通団地等トラック運送事業者が多く集まる地区における活用や、従来進められてきた共同輸配送等とあわせて実施する等、トラック運送事業の共同化を通じた経営環境の改善が期待されています。

受委託点呼を行う際は、受託者・委託者において契約を締結しなければなりません。

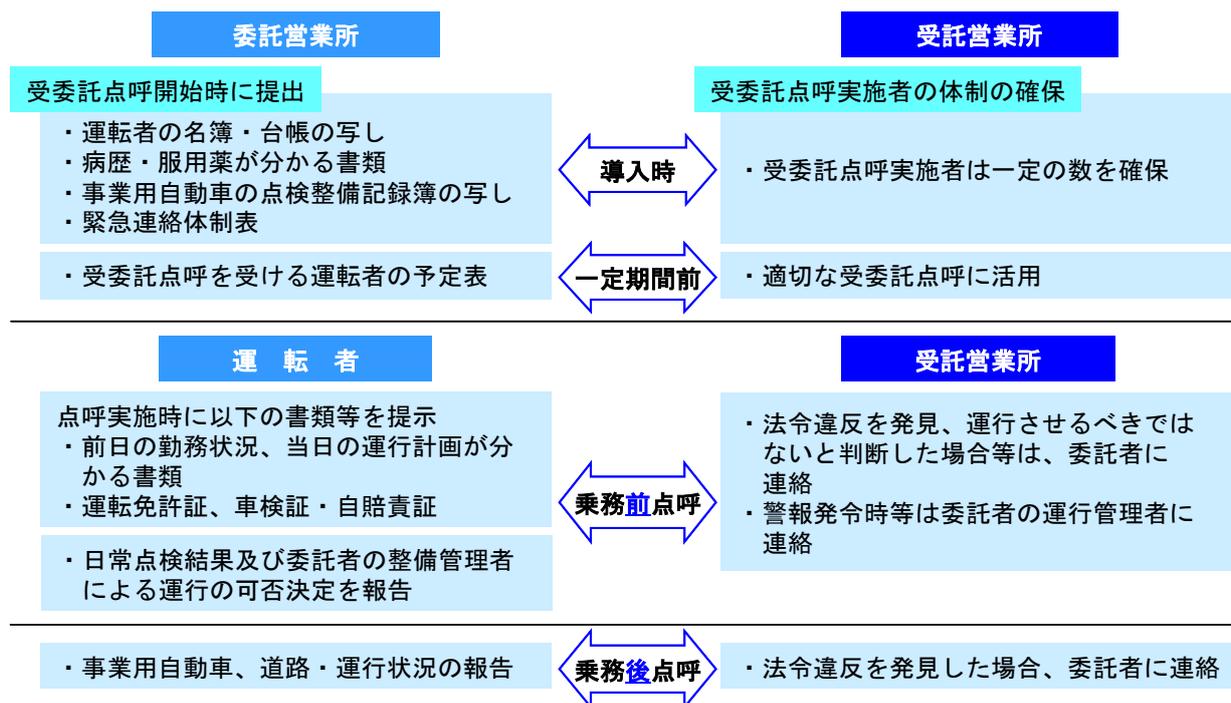
- (ア) 受委託の許可は、営業所単位であること。
- (イ) 受委託点呼の対象業務は、対面点呼（乗務前点呼、乗務後点呼、アルコール検知器の備付け、常時有効保持及び活用、点呼の実施記録及び保存）に限ること。
- (ウ) 受託営業所はGマーク営業所であること。
- (エ) 委託営業所は、Gマークを取得しているか、若しくは申請日前3年間及び申請日以降に当該営業所の事業用自動車第1当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしておらず、かつ、申請日前3年間及び申請日以降に、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- (オ) 委託営業所で実施できる点呼の時間は、1営業日のうち連続する16時間以内であること。
- (カ) 受委託点呼の実施場所は、受託営業所又は受託営業所の車庫であること。
- (キ) 受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫（受委託点呼を受ける委託営業所の運転者（被受委託点呼運転者）が乗務する事業用自動車を保管している車庫のこと）との距離が5km以内であること。
- (ク) 委託営業所は、受託営業所に対し、あらかじめ、運転者の名簿、運転者台帳の写し、直近の健康診断結果の概要・病歴・服用している薬、自動車の点検整備の状況が分かる書類、緊急連絡体制表やその他必要と認める書類を提出すること。
- (ケ) 乗務前の受委託点呼実施時、被受委託点呼運転者は、前日からの休息期間等、労働時間が分かる書類、点呼当日の運行計画に係る書類、運転免許証、乗務する自動車の自動車検査証や自賠責証等、日常点検結果の状況の報告を点呼実施者に提示すること。
- (コ) 乗務後の受委託被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者に対し、安全規則第7条第2項の規定（「点呼の実施」参照 76頁）に基づき必要な事項の報告を行うこと。
- (サ) 乗務等の記録については、委託営業所の運行管理者が、被受委託点呼運転者に対して記録させ、及び当該記録を保存すること。

(シ) 受委託点呼の結果については、受託営業所において、点呼の実施記録を作成及び保存するとともに、速やかに当該記録の写しを委託営業所に提出すること。

受託営業所から提出された点呼の実施記録の写しは、委託営業所において1年間保存するとともに、委託営業所が管理する同日の点呼の実施記録に、受委託点呼の状況が分かるよう所要の記載を行うこと。

(ス) 次の運行については、受委託点呼は実施できない。

- a 自動車事故報告規則第2条第5号イ項からへ項までに掲げるものを積載する運行（第3章第6項「事故時の報告及び緊急対応時マニュアル」参照、28頁）
- b 特別な許可（特殊車両通行許可、制限外積載許可等）が必要となる運行



#### (4) 運行指示書

中間点呼の実施と運行指示書の携行

ア 中間点呼と運行指示書が必要な運行とは

2泊3日のように、乗務前、乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない2日目の乗務の運行のときは、乗務前、乗務後の点呼だけでなく、乗務の途中において少なくとも1回、電話その他の方法により、点呼を行うことが義務付けられています。

そして、このような運行の場合は、「運行指示書（正）（副）」を作成し、運転者に適切な指示を行うとともに「運行指示書（正）」を携行させなければなりません（図1参照 91頁）。

▲「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しません。また、電話その他の方法による点呼は、運転中に行ってははいけません。

▲「運行指示書（副）」は、営業所に置いておき、運行終了後に「運行指示書（正）」とともに保存しておきます。

イ 上記ア項の運行で、行き先等に変更が生じた場合には

行き先等の変更によって2泊3日が3泊4日になった場合は、2日目の乗務と3日目の乗務において、乗務前、乗務後の点呼だけでなく、乗務の途中で少なくとも1回、中間点呼を行うことが義務付けられています。

そして、このような運行の場合は、「運行指示書（副）」に変更内容を記載し運転者に電話等により適切な指示を行うとともに、運転者が携行している「運行指示書（正）」にも変更内容を記載させなければなりません。

また、運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても「運行指示書（正）（副）」に記載しなければなりません（図2参照 91頁）。

▲「運行指示書（副）」は、営業所に置いておき、運行終了後に「運行指示書（正）」とともに保存しておきます。

ウ 中間点呼と運行指示書が不要な運行とは1泊2日のように、乗務前、乗務後のどちらかが対面による点呼を行える場合をいい、この際、中間点呼及び運行指示書の携行は必要ありません（図3参照 92頁）。

エ 上記ウの運行で、行き先等に変更が生じた場合には目的地で荷卸しを完了した後、当日に営業所へ戻る予定であった運行が、行き先等の変更により、乗務前、乗務後どちらの点呼も電話その他の方法で行わなければならなくなった場合、運行管理者は、「運行指示書（正）（副）」を作成し運転者に対して電話その他の方法で適切な指示を行わなければなりません。

この場合、運転者は「運行指示書（正）」を携行していないので、乗務等の記録（運転日報等）に指示内容を記載しなければなりません（図4参照 92頁）。

▲「運行指示書（正）（副）」は、営業所に置いておき、運行終了後に乗務等の記録（運転日報等）とともに保存しておきます。

▲また、運行管理者は運転者に指示した内容・日時及び運行管理者の氏名を「運行指示書（正）（副）」に、そして運転者は乗務等の記録（運転日報等）に同様の記載をしなければなりません。

オ 運行指示書の内容

運行指示書には、次の項目を必ず記載しなければなりません。

- (ア) 運行の開始及び終了の地点・日時
- (イ) 乗務員の氏名
- (ウ) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- (エ) 運行に際して注意を要する箇所的位置
- (オ) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
- (カ) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
- (キ) その他運行の安全を確保するために必要な事項

カ 保存期間

運行指示書及びその写しは、運行終了の日から**1年間保存**しなければなりません。

キ 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができます。

●運行指示書記載例 1

所属長	印	統括管理者	印	運行管理者	印	<h1 style="margin:0;">運行指示書</h1>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">正・副</div>	(甲)							
						(作成 No. )									
(指示書作成者)		( ○ ○ ○ ○ )			最終乗務終了時 乗務後点呼執行者										
(車両登録番号)		( 札幌888 か 7861 )			運転者(正)		( ○ ○ ○ ○ )								
					運転者(副)										
運行の開始日時				令和 2 年 8 月 10 日	16 時 30 分	運行の終了日時		令和 2 年 8 月 15 日	11 時 30 分						
運行の安全を確保する為に必要な 事項・危険箇所等注意すべき事項															
運行指示(1日目)	乗務日付				8 月 10 日				変更指示者・日時		指示者:		日 時 分		
		地 点	区 分	時 間	安全確保 注意事項			地 点	区 分	時 間	備 考				
	1	石狩(車庫)	運行開始	16:30	乗務前点呼		1								
	2	大谷地	積込み	17:30			2								
	3	→ 小樽	運転	19:30			3								
	4						4								
	5						5								
	6						6								
	7						7								
	8						8								
	9						9								
10	小樽(乗船)	運行終了	21:30	乗務後点呼		10									
運行指示(2日目)	乗務日付				8 月 11 日 ~ 12 日				変更指示者・日時		指示者:		日 時 分		
		地 点	区 分	時 間	安全確保 注意事項			地 点	区 分	時 間	備 考				
	1	舞鶴(下船)	運行開始	21:30	乗務前点呼、途中休憩		1								
	2	春日井	分割休息1	(12日) 2:00	4時間以上		2								
	3	"	運行開始	6:30	中間点呼		3								
	4	大阪〇〇食品	荷降し	11:30	神戸付近、休憩20分		4								
	5	→ 京都東	運転	12:30			5								
	6						6								
	7						7								
	8						8								
	9						9								
10	京都東	運行終了	15:00	乗務後点呼		10									
運行指示(3日目)	乗務日付				8 月 13 日				変更指示者・日時		指示者:		日 時 分		
		地 点	区 分	時 間	安全確保 注意事項			地 点	区 分	時 間	備 考				
	1	京都東	運行開始	6:00	乗務前点呼		1								
	2	〇〇生鮮	荷降し	6:30			2								
	3	→ 桑名	運転	7:00			3								
	4	〇〇市場	荷降し	9:30			4								
	5	桑名	休憩	11:30			5								
	6	→ 川崎	運転	12:30			6								
	7	焼津	休憩	15:30	30分以上		7								
	8						8								
	9						9								
10	川崎	運行終了	18:30	乗務後点呼		10									
区分欄の凡例：運行開始・運行終了・運転・積込み・荷降し・休憩・休憩期間・分割休息1・分割休息2															
※ 運転者が変更の指示を受けた場合には、指示者名・日時・変更内容を記入する。備考欄には指示事項等を適宜記載する。															

● 運行指示書記載例 2

<b>会社名</b> ○○○○ 運輸		<b>運行指示書(正・副)</b>												令和 ○年 5月 8日 (火)	
支店	本社	運転者	○○○○	時	分	時	分	車種	運行管理者	補助者	走行メモ		走行キロ		
		運転者		時	分	時	分	車号	印						
				開始	終了	走行メモ		走行メモ		走行メモ		走行メモ			

※この運行指示書(正)及び(副)を1年間保存すること

替	運行	開始	終了	地点	主な	経過	地	及び	発着	時間	休憩	地点	及び	時間	交		
計画	指示	変更	計画	指示	変更	計画	指示	変更	計画	指示	変更	計画	指示	変更	計画	指示	変更
1日目	(5/8)																
2日目	(5/9)																
3日目	(5/10)																
4日目	(5/11)																
日	/																
日	/																
日	/																

2部作成

管理者

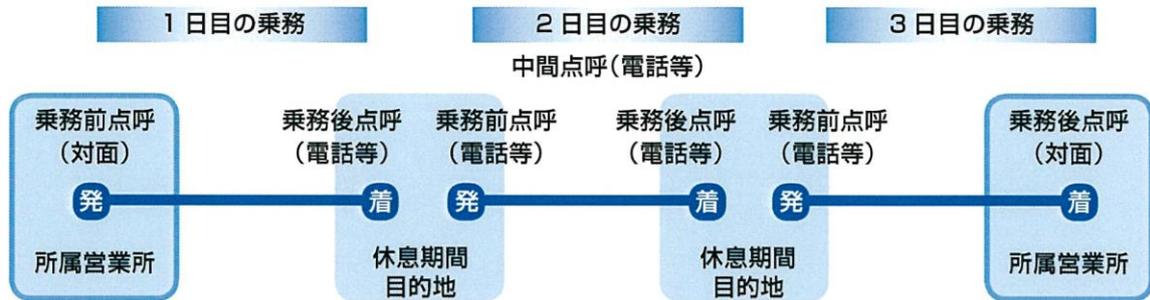
運転者

運行後、回収し2部保存

記号凡例	運行開始	S	運行終了	E	運転	D	積込	T	取卸	P	休憩	R	点検	C	休息	Z
------	------	---	------	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

## 中間点呼及び運行指示書について

図 1 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

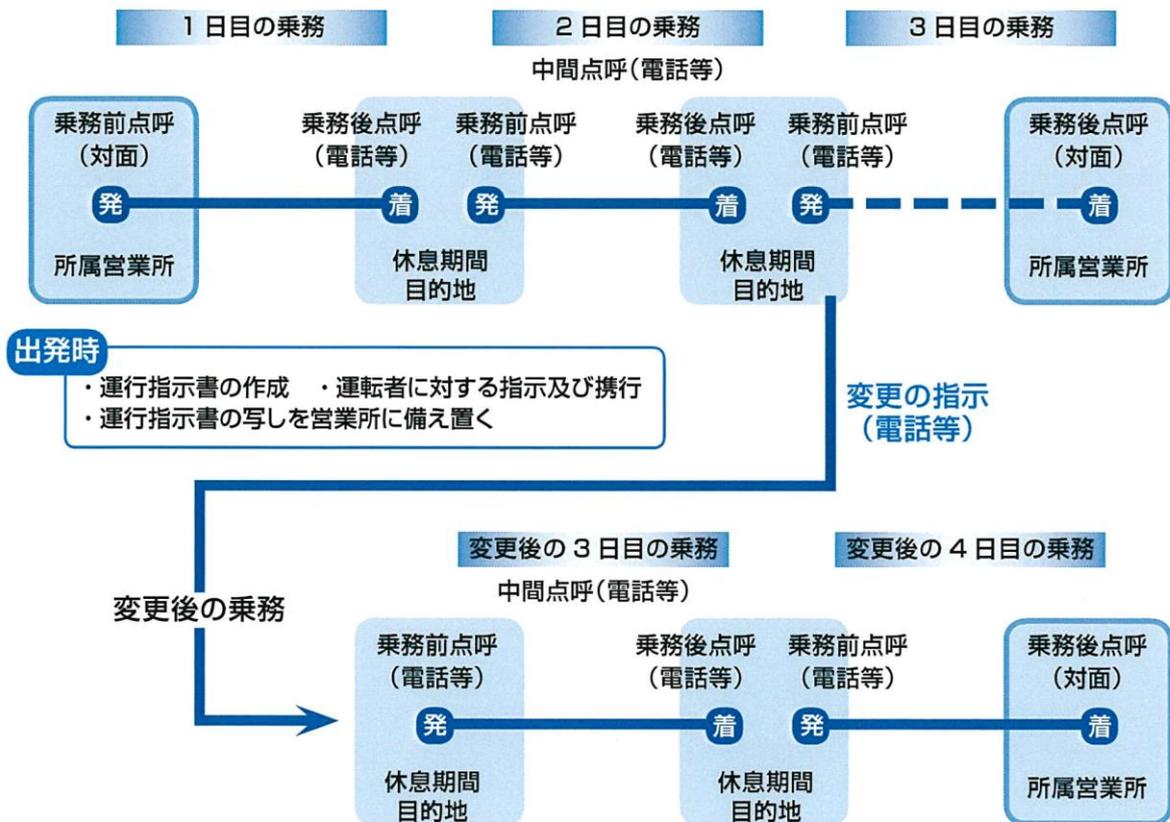


※ 中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

### 出発時

- ・ 運行指示書の作成
- ・ 運転者に対する指示及び携行
- ・ 運行指示書の写しを営業所に備え置く

図 2 出発時図 1 の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



### 変更に伴い

- 運行管理者：運行の変更により、営業所にある運行指示書の写しを訂正し、運転者に電話等により指示する  
 運転者：変更の指示を受け、運行指示書を訂正し、運行する

図3 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行

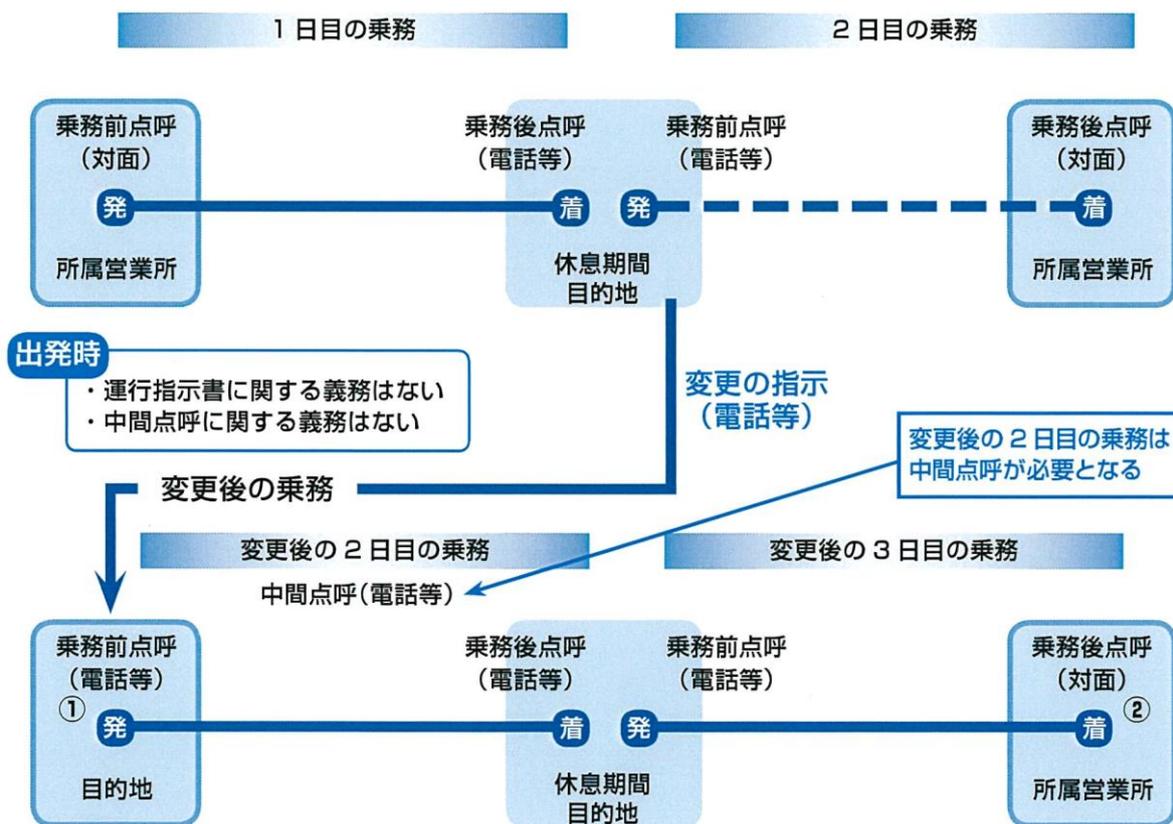


※乗務前または後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

**出発時**

- ・運行指示書に関する義務はない
- ・中間点呼に関する義務はない

図4 出発時図3の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



**変更に伴い**

- 運行管理者：①～②までの運行指示書を作成し、運転者に電話等で指示する
- 運転者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する

## (5) 乗務記録（運転日報）

運行管理者は、運転者の乗務実態を正しく把握して過労防止をはじめ安全運行を確保するため、また、運行管理上の資料として活用するため、運転者に乗務記録（いわゆる運転日報）を記載させ、これを**1年間保存**しなければなりません。

なお、運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、国土交通省が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準として告示した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（127頁参照）に基づき、乗務割当及び乗務調整を行うことが必要です。

また、乗務記録の記録・保存については、局長指示により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

### ア 乗務記録の記載事項

(ア) 運転者名

(イ) 自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(ウ) 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離

(エ) 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時

(オ) 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時

(カ) 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の車両に乗務した場合は、

a 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等

b 荷主の都合により集貨地点等で30分以上待機した場合にあっては、

(a) 集貨地点等

(b) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

(c) 集貨地点等に到着した日時

(d) 集貨地点等における積み込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

(e) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、附帯業務を実施した場合は、附帯業務の開始及び終了の日時

(f) 集貨地点等から出発した日時

(キ) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が**1時間以上**である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（上記b項該当する場合にあっては、下記a及びbに掲げる事項を除く。）

a 集貨地点等

b 荷役作業等の開始及び終了の日時

c 荷役作業等の内容

d aからcまでに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

(ク) 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因（注1）

(ケ) 安全規則第9条の3第3項の指示があった場合（運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合）には、その指示内容（注2）

**(注1) 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故等**

- 1 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故とは、車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊があったときをいいます。
- 2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故とは、転覆・転落事故、死傷事故、火災事故等の重大な事故をいう。事故の詳細は、28頁参照。

**(注2) 安全規則第9条の3第3項（運行の途中で運行指示書が必要な運行になった）の場合**には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

イ 乗務記録の記載要領

- (ア) 乗務等の記録は、乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等、業務の適正化の資料として十分活用すること。
  - a 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
  - b 安全規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
  - c 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。
  - d 集貨地点等で待機した場合に、集貨地点等、集貨地点等に到着した日時、集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時、附帯業務を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時、集貨地点等から出発した日時を記録して、荷役作業における荷待ち時間の実態を把握し、過労防止及び乗務員の労働環境の改善に向けた資料とする。
- (イ) 上記(イ)項の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
- (ウ) 上記(イ)項の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
- (エ) 上記(イ)項の「荷主の都合」とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。
- (オ) 上記(イ)項の趣旨は、安全規則第9条の3第3項（運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務）の場合に、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について）

## ウ 保存期間

**1年間**です。

- ・氏名
- ・自動車のナンバー
- ・乗務開始と終了の地点と日時
- ・主な経過地点
- ・乗務距離
- ・運転交替地点と日時
- ・休憩や睡眠をした地点と日時
- ・大型車の場合は貨物の積載状況、荷待ち及び荷役作業の状況
- ・事故、著しい運行の遅延等の有無とその原因





荷待時間・荷役作業等の記録義務付けに伴う乗務記録付票 【記載例】

【記載例1：1用紙に1地点を記録】

荷待時間・荷役作業等記録票				
荷主名：(株)〇〇食品		車両番号：〇〇〇〇		
日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
7/28	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	08:45	09:00
荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み／取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
09:00～09:20 09:40～10:00	40分	09:20～09:40 10:00～10:30	10:30～11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分け 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 挿入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他( )		△△ △△		
※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。 ※この様式により記載する事項は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により、トラック事業者において記録・保存することが義務付けられています。不明な点等があれば、国土交通省又はお近くの地方運輸局までお問い合わせ下さい。				

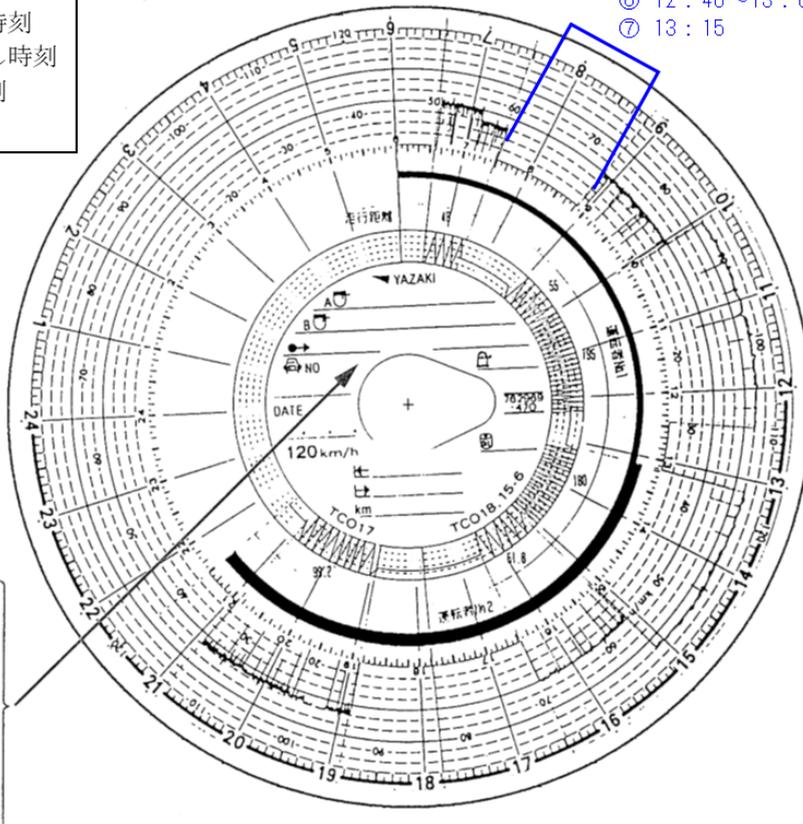
【記載例2：運行記録計チャート紙に付記】

- ① 集貨地点名
- ② 荷主指定時刻
- ③ 到着時間
- ④ 荷待ち待機時刻
- ⑤ 荷積み・卸し時刻
- ⑥ 附帯作業時刻
- ⑦ 出発時刻

- ① △△センター
- ② 11:00
- ③ 10:30
- ④ 11:00～12:00
- ⑤ 12:00～12:30積み
- ⑥ 12:40～13:00
- ⑦ 13:15

荷主側担当者確認欄	(発・着) 〇〇〇
荷主側確認未了	
荷主側担当者不在	

運転者名  
登録番号又は車番  
乗務年月日  
出庫時メータ  
帰庫時メータ  
総走行キロ



## オ 運行記録計と兼用式の乗務記録

事業用貨物自動車のうち車両総重量7 t以上又は最大積載量4 t以上のもの、それに該当するトレーラをけん引するトラクタ及び特別積合せ貨物運送の運行車には、道路運送車両の保安基準第48条の2の基準に適合する運行記録計の装着が義務付けられています。

また、これに使用する記録紙(タコ・チャート紙)には機種の違いその他により多くの種類があります。

なお、その記録したタコ・チャート紙を貼り付けた台紙の余白に以下のa～hのような所定の事項を付記することで乗務記録に代えることができます。

### (ア) 運行記録紙を貼付した台紙への付記事項

- a 運転者名
- b 自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- c 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- d 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- e 休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時
- f 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の車両に乗務した場合は、
  - (a) 貨物の重量又は貨物の個数、貨物の積付状況等
  - (b) 荷主の都合により集貨地点等で30分以上待機した場合にあつては、
    - 1 集貨地点等
    - 2 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては当該日時
    - 3 集貨地点等に到着した日時
    - 4 集貨地点等における積み込み又は取卸し(以下「荷役作業」という。)の開始及び終了の日時
    - 5 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、附帯業務を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時
    - 6 集貨地点等から出発した日時
  - (c) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務(以下「荷役作業等」という。)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が**1時間以上**である場合に限る。)にあつては、次に掲げる事項(上記(b)に該当する場合にあつては、下記1及び2に掲げる事項を除く。)
    - 1 集貨地点等
    - 2 荷役作業等の開始及び終了の日時
    - 3 荷役作業等の内容
    - 4 1から3までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあつては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあつては、その旨
- g 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因(94頁枠中(注1)参照)
- h 安全規則第9条の3第3項の指示があった場合(運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合)には、その指示内容(94頁枠中(注2)参照)

(イ) 乗務記録 (運行記録計による記録)

●記載例

① 集貨地点名  
② 荷主指定時刻  
③ 到着時間  
④ 荷待ち待機時刻  
⑤ 荷積み・卸し時刻  
⑥ 附帯作業時刻  
⑦ 出発時刻

## 乗務記録

① △△センター  
② 11:00  
③ 10:30  
④ 11:00~12:00  
⑤ 12:00~12:30積み  
⑥ 12:40~13:00  
⑦ 13:15

荷主側担当 確認欄	○ 着 ○○○
荷主側 確認未了	
荷主側担当 不在	

ここへ記録紙を貼り付ける

運転者名  
登録番号又は車番  
乗務年月日  
出庫時メータ  
帰庫時メータ  
総走行キロ

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (○ 曜日) 天気 晴

運転者氏名	北海太郎	交替運転者氏名	
主な経過地点	開始地 ○○	中間 ○○	終了地 ○○○
休憩又は睡眠の地点及び日時	12:25~13:10 ○○○		
運転交替の地点及び日時			
総走行キロ	○○○ Km	実車 ○○○ Km	空車 ○○○ Km
貨物の積載状況	① 良好	②	
事故、著しい運行の遅延、その他 異常な状態の概要・原因			

## (6) 運行記録計による記録と管理

<ポイント>

- 1 運行記録計の装着を義務付けられている車両は、次のとおりである。
  - (1) 車両総重量が7 t以上又は最大積載量が4 t以上の普通自動車である事業用自動車
  - (2) 車両総重量が7 t以上又は最大積載量が4 t以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車
  - (3) 特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車（運行車）
- 2 運行記録計の記録の内容は、瞬間速度、運行距離、運行時間である。
- 3 運行記録紙等は、**1年間保存**しなければならない。
- 4 運行管理者の業務は、次の事項が定められている。
  - (1) 運行記録計の管理とその記録を保存すること。
  - (2) 運行記録計装着義務の車両で、運行記録計による記録ができない車両を運行させないこと。
  - (3) 運行記録計による正確な記録が得られるように、運行記録計の整備及び記録用紙の装置への着脱等の管理を行うこと。
- 5 運行記録計（大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、局長指示により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

ア 運行記録計とは

運行記録計とは、運行中の行動を自動的に記録用紙（チャート紙）やメモリーカード（記録媒体）に正確に記録し、車両の時々刻々の運行状況を科学的なデータとして提供するものです。

イ 運行記録計に記録されるもの

運行記録計の基本記録は、「速度の記録」、「距離の記録」、「時間の記録」であり、この3原則から車両の運行実態を把握します。この記録を管理・活用することで、日常の運転者の指導や運行管理をより効果的に行うことができます。

(ア) 走行距離の記録（第1針）

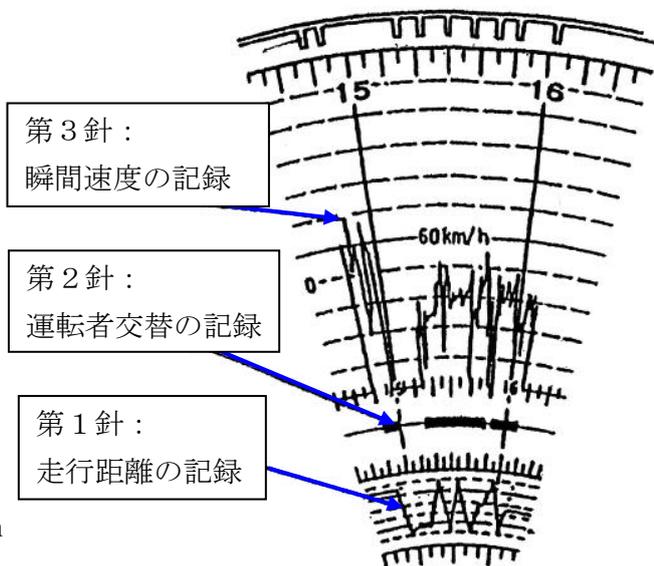
各区間の走行距離は、山形の線で記録されるので、山の数を数えることにより走行距離が計算できます。山形1つ（上下）で10 kmを表しており、片側が5 km、目盛り幅は1 kmを示しています。

(イ) 運転者の交替記録（第2針）

運転者別に走行・停車・車両の振動をそれぞれ記録します。なお、運転者の交替は、交替運転者が別のキーを使用することにより、記録線の幅が大小に変わり、運転者の交替状況を明確にします。

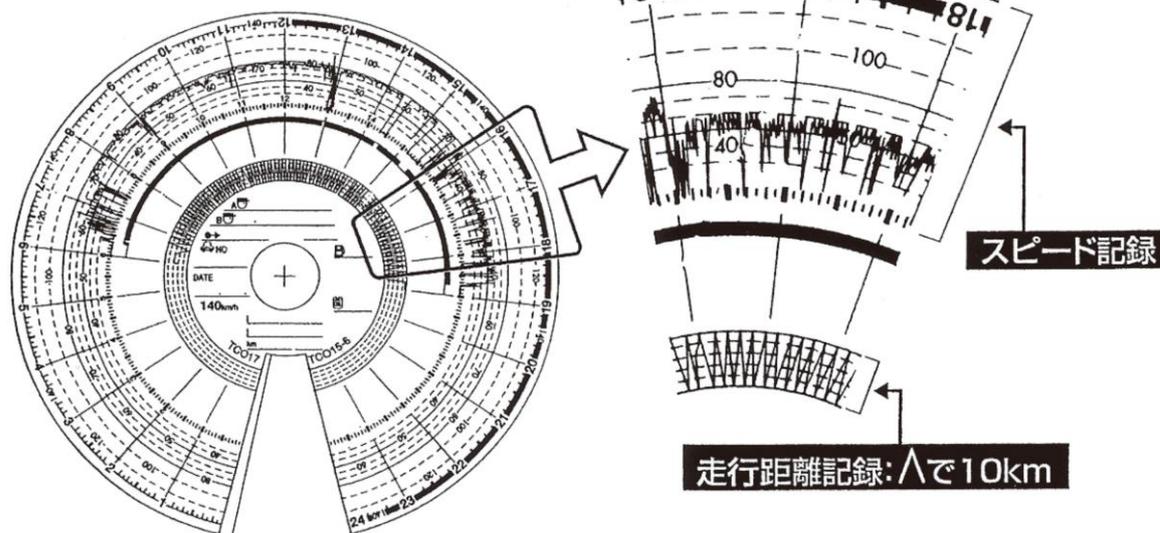
(ウ) 瞬間速度の記録（第3針）

自動車が走行した瞬間速度を時間帯に応じて連続して記録します。なお、停車中は、0 km/hを横に記録していきます。



## ウ アナログ式 運行記録計の見方

運行記録計は、自動車の瞬間速度、  
運行距離や時間等を記録するものです。



出典：矢崎総業株式会社

## エ 記録用紙の主なチェックポイント

まず、運行記録計に合致している運行記録紙がセットされているかを確認して、以下のチェックを行いましょう。

### (ア) 速度記録のチェック

- ・ 最高速度を超過していないか。
- ・ 等速運転をしているか。波状運転をしていないか。
- ・ 急加速や急減速等がないか。
- ・ いつもと異なる走行をしていないか。

### (イ) 運行時間のチェック

- ・ 運転時間は、2日を平均し、1日当たり9時間を超えてはいないか。
- ・ 4時間を超える連続運転をしていないか。
- ・ 運転者の休憩時間等の取り方は適切か。
- ・ 運転者の交替時間は適切か。

### (ウ) 運行距離のチェック

- ・ 運行計画外の運行をしていないか。

## オ 運行記録計の活用方法

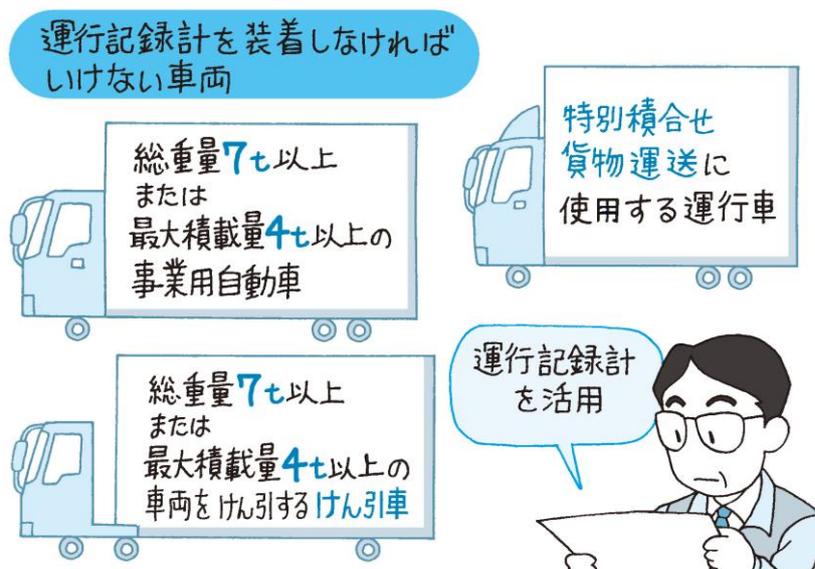
(ア) 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用します。

(イ) 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間及び休憩等に無理がないかどうかを調べ、必要に応じて指導をします。

(ウ) 制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導をします。

(エ) 運行記録計装着の義務付け車両で、高速道路走行における制限速度を超えた者については、速度抑制装置に問題が生じているおそれがあるので、運転者と車両のチェックを行います。

- (オ) 過労運転を防止するために、1日当たりの拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェックを行ないます。



カ デジタル式運行記録計について

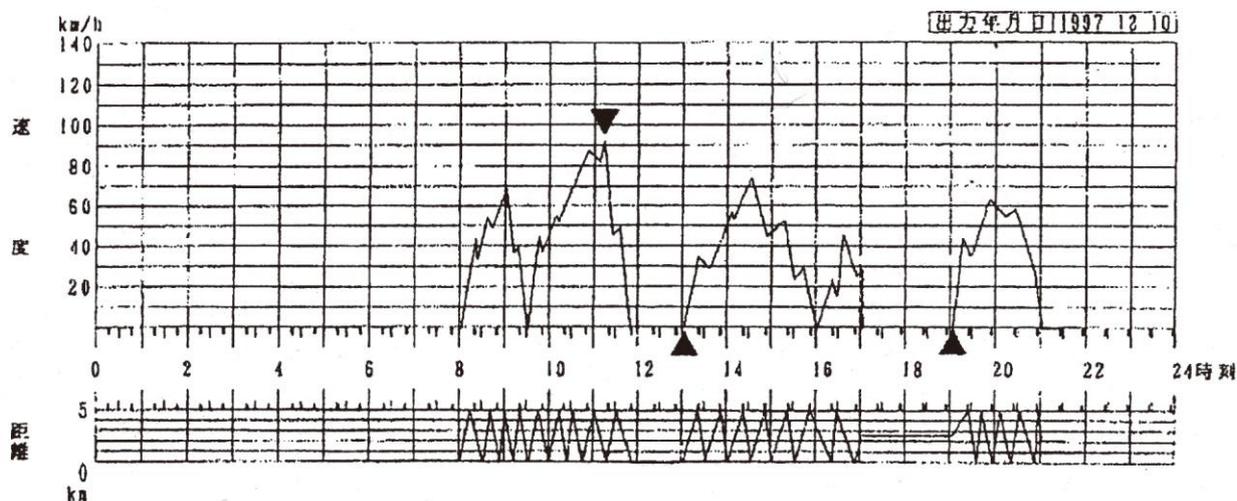
デジタル式運行記録計は、アナログ式と異なり、各種運行データ等を数値化して電磁的方法（メモリーカード等）に記録する運行記録計です。データが数値化されることにより、解析等の作業が素早く、かつ正確に処理することができるので、労務管理等の適正な運行管理に役立ちます。

(ア) 一運行毎のデータ

記録開始年月日時刻		記録終了年月日時刻		最大連続走行時間	
運転者名		最高速度	km/h	保存年月日	
車両番号		運行距離	km	保存作業名	
主な運行区域区域		走行時間			

(イ) 図表毎のデータ

				運行距離	km
運行年月日		最高速度	km/h	走行時間	



## (7) 運転者台帳

- ア 事業者は、運転者ごとに次に掲げる事項を記載し、所定の写真を貼付した一定の様式の運転者台帳を作成し、これを運転者の所属する営業所に備えて置かなければならない。
- (ア) 作成番号及び作成年月日
  - (イ) 事業者の氏名又は名称
  - (ウ) 運転者の氏名、生年月日及び住所
  - (エ) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
  - (オ) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
    - a 運転免許証の番号及び有効期限
    - b 運転免許の年月日及び種類
    - c 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
  - (カ) 事故を引き起こした場合(※1)又は道路交通法第108条の34(使用者に対する通知)(※2)の規定による通知を受けた場合はその概要
  - (キ) 運転者の健康状態(※3)
  - (ク) 安全規則第10条第2項(従業員に対する指導及び監督)(※4)の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
  - (ケ) 運転者台帳の作成前6ヵ月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、正面、無背景の写真
- イ 事業者は、運転者が転任、退職、その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその運転者の運転者台帳に、運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを**3年間保存**しなければならない。

※1①：「事故を引き起こした場合」とは

道路交通法第67条第2項に規定する事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいいます。

記載の判断は、事故の発生に最も大きな責任を有する(第一当事者)場合のみとし、第二当事者以下は記載する必要はありません。

また、運転者が、第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、判断を保留する旨を記載し、後日判断した時にその旨を記載するとともに、根拠となった資料の写しを添付します。

②：「事故を引き起こした場合」には

当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要(損害の程度を含む。)を記載する必要があります。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等、容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができます。

※2：道路交通法第108条の34(使用者に対する通知)とは

運転者が、道路交通法違反等を行ったとき、事業者の責務によって生じたものと認められた場合、公安委員会から事業者に対して行われる違反内容の通知のことをいいます。

※3：運転者の健康状態

運転者の健康状態は、労働安全衛生規則第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票、又は同規則第51条の4に基づく健康診断結果の通知の写しを添付します。

※4：安全規則第10条第2項（従業員に対する指導及び監督）とは、次の運転者に対して、自動車の運行の安全を確保するために、「特別な指導」と「適性診断の受診」を受けさせることをいいます。

- ① 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- ② 新たに雇い入れた者
- ③ 高齢者（65歳以上の者）

ウ 運行管理者の役割

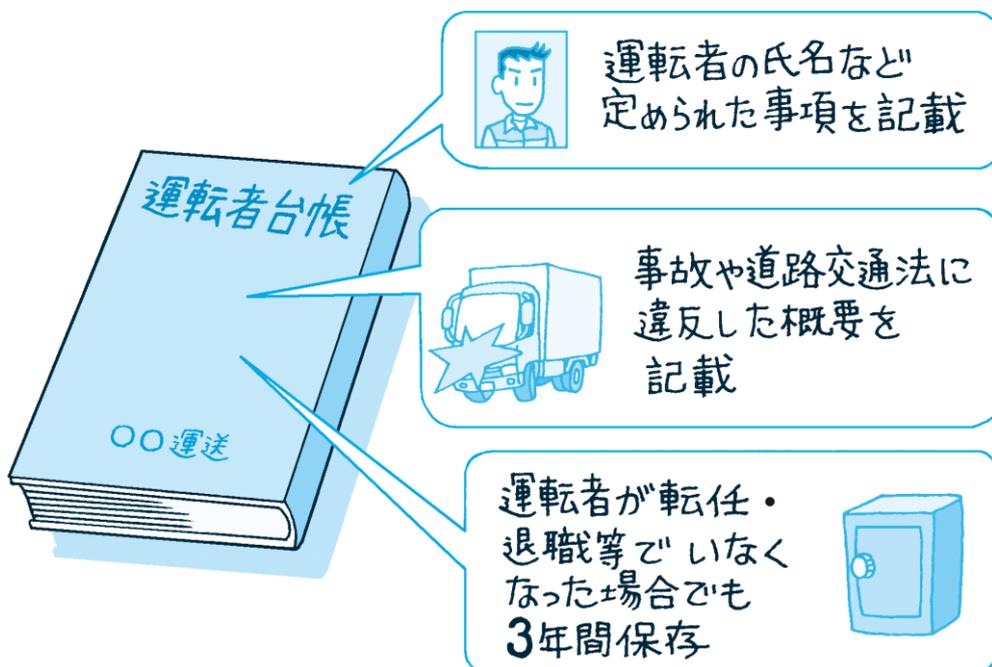
運行管理者は、運転者台帳を作成し、営業所内に備えておかなければなりません。

エ 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができます。

オ その他

(ア) 道路交通法第108条の34（使用者に対する通知）の規定による通知を受けた場合には、通知の内容に基づいて、運転者台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載します。また、通知がない場合でも、道路交通法に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときは、運転者台帳にその概要を記載しなければなりません。

(イ) 台帳の中で、運転免許関係の記載事項については、個々の運転者の状況を把握する観点から、運転免許証との照合により有効期限の更新等の変更があったときには、直ちに台帳に記載しなければなりません。



オ 運転者台帳

● 記載例

労働者名簿 (兼) 運転者台帳				作成日 R〇.〇.〇〇
				整理番号 〇 - 〇〇
〔 ○印をつけてください。運転者の場合には、常時選任・臨時の別を明確にして下さい。 1～3以外の場合は、4に丸をつけカッコ内に業務の種類を記入してください。 〕				
従事する業務の種類 <b>1. 運転者 (常時選任・臨時)</b> 2. 運行管理業務    3. 整備業務    4. ( )				
ふりがな	ほっかい たろう	性別	生年月日	雇用年月日
氏名	北海 太郎	男・女	S〇〇年〇〇月〇〇日	H〇〇年〇〇月〇〇日
現住所	北海道 〇〇市 〇〇条 〇丁目 〇番 〇〇号			
(変更後)				
(変更後)				
電話番号	自宅 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇    携帯電話等    ΔΔΔ-ΔΔΔ-ΔΔΔΔ			
		血液型	RH 〇 型	
運転者に選任された日	H〇〇年 〇〇月 〇〇日		種類	2級整備士
運転者でなくなった日	年 月 日		番号	〇〇〇〇〇〇 / 100年〇〇月〇日
理由:			種類	フォークリフト
免許番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	条件等: なし		番号	〇〇〇〇〇〇 / 100年〇月〇〇日
免許の種類/取得日	有効期限		種類	
大型 / S〇〇年〇月〇〇日	R3年〇〇月〇〇日 まで		番号	/ 年 月 日
けん引 / 100年〇月〇〇日	年 月 日 まで		種類	
/ 年 月 日	年 月 日 まで		番号	/ 年 月 日
/ 年 月 日	年 月 日 まで		種類	
/ 年 月 日	年 月 日 まで		番号	/ 年 月 日
履歴	S〇〇年〇月〇日	(株)〇〇運輸 本社営業所	年 月 日	
	H〇年〇〇月〇日	ΔΔ輸送(株) 〇〇営業所	年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
過去に運転経験のある自動車の種類、経験期間等				
種類	積載量又は定員	経験期間	備考	
乗用・バス (トラック) (普通) (大型) (トレーラ)	4 t ・ 人	S〇〇年〇〇月 ~ H〇〇年〇〇月		
乗用・バス (トラック) (普通) (大型) (トレーラ)	10 t ・ 人	H〇〇年〇〇月 ~ H〇〇年〇〇月		
乗用・バス・トラック (普通) (大型) (トレーラ)	t ・ 人	年 月 ~ 年 月		
乗用・バス・トラック (普通) (大型) (トレーラ)	t ・ 人	年 月 ~ 年 月		
解雇又は退職の年月日	年 月 日 / 理由:			
上記理由が死亡の場合、その年月日及び原因	年 月 日 / 原因:			
※ 保存期間: 解雇又は退職の日から3年間				
会社名 <b>〇〇〇運送 (株)</b>				

氏名、生年月日、雇用年月日

運転免許、取得から年月日記入する種類、有効期限、条件

作成年月日、整理番号

事業用自動車の運転者として選任された年月日を記入する

●記載例

家族状況	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
	北海道子	S00.00.00	妻	北海美咲	H00.00.00	長女
	〃 一郎	H0.00.00	長男			
	〃 次郎	H0.00.00	次男			
緊急時連絡方法		TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (方法: )				
保険関係係	種類	加入年月日	保険の記号・番号		備考	
	健康保険	H00.00.00	〇〇〇〇〇〇			
	厚生年金保険	H00.00.00	〇〇〇〇〇〇			
	雇用保険	H00.00.00	〇〇-〇〇〇〇			
労災保険	H00.00.00	〇〇〇〇〇				
健康状態 (健康診断等の実施結果による特記すべき事項) ※運転の可否に十分留意すること						
H〇〇年 〇〇月 〇〇日 実施分		特に問題なし。				(詳細は診断書参照)
H△△年 △月 △△日 実施分		やや高血圧				(詳細は診断書参照)
H□□年 □□月 □□日 実施分		やや肥満				(詳細は診断書参照)
年 月 日 実施分						(詳細は診断書参照)
健康以外で気づいた点						
交通事故歴 (詳細は事故記録簿参照) 及び 業務上の交通違反歴						
発生日	事故概要		発生日	事故概要		
H〇〇年 〇月 〇日	物損 人身 (死亡・重症 軽傷) 衝突		年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		
年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		
年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		
年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		年 月 日	物損・人身 (死亡・重症・軽傷)		
発生日	交通違反内容	場所	発生日	交通違反内容	場所	
H〇〇年 〇月 〇日	一旦停止不履行	札幌市	年 月 日			
年 月 日			年 月 日			
年 月 日			年 月 日			
年 月 日			年 月 日			
(①事故惹起運転者・②初任運転者・③高齢運転者) に対する指導教育の実施状況						
実施年月日	実施対象理由 (①~③を選択)	内容	実施年月日	実施対象理由 (①~③を選択)	内容	
H〇〇年 〇月 〇日	②	(詳細は指導教育記録参照)	年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	
年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	
年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	
年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	年 月 日		(詳細は指導教育記録参照)	
適性診断	適性診断の種類	実施年月日	特記事項 (詳細は別添診断書参照)			
	初任診断	H〇〇年〇〇月〇〇日	特になし			
	一般診断	H〇〇年〇〇月〇〇日	特になし			
		年 月 日				
賞罰	H〇〇年〇〇月〇〇日	優良運転者		年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		

●健康診断を受診した場合記入する

●運転者に対する指導の実施状況を記入する

●事故があった時は必ず記入する

●適性診断実施の都度記入する

## (8) 乗務員の指導及び監督

事業者は、運転者に対して国土交通大臣の告示（注1）の第1章（一般的な指導及び監督の指針）で定めるところにより、事業に係わる道路の状況、事業用自動車の運行に関する状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守すべき事項について、適切な指導及び監督を行わなければなりません。

（乗務員に対する指導・監督 参照 15頁）

また、乗務員に対して、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行わなければなりません。

なお、運転者に対して、国土交通大臣の告示の第1章（一般的な指導及び監督の指針）に定めるところにより指導監督を実施したときは、実施日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所に**3年間保存**して下さい。

事業者は、国土交通大臣の告示の第2章（特定の運転者に対する特別な指導の指針）で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければなりません。

ア 死者又は負傷者（注2）が生じた事故を引き起こした者

イ 運転者として新たに雇い入れた者

ウ 高齢運転者（65歳以上の者）

なお、ア～ウの特定の運転者に対して、特別な指導を実施したときは、その年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで、指導の具体的内容を記録した書面（乗務員教育記録簿等）を運転者台帳に添付して下さい。

また、同様に、特定の運転者に対して特定の適性診断を受診させたときは、受診年月日及びその結果を記録した書面を運転者台帳に添付して下さい。

（注1）国土交通大臣の告示とは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年8月20日付国土交通省告示第1366号）及び上記指針の一部を改正する告示（平成28年4月1日付国土交通省告示第620号）をいいます。

（注2）この負傷者とは、次の者をいいます。

自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号の傷害を受けた者

- 14日以上入院を要する傷害を受けた者で、医師の治療期間が30日以上のも  
など
- 14日以上入院を要する傷害を受けた者など
- 11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者

乗務員教育記録

●記載例

乗務員（従業員）教育指導実施記録表			
実施年月日	〇〇年〇月〇〇日	時 間	〇時〇分～〇時〇分
講 師	〇 〇 〇 〇	場 所	事務所
教育指導項目	事故防止及び健康管理の重要性		
<p><u>教育及び指導の具体的内容</u></p> <p>1 飲酒運転防止について 最近道内で、飲酒運転による事故や検挙が相次いでいる状況である。新聞の切抜き及び警察・運輸支局等のネット情報を基に、飲酒運転撲滅について教育した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>◎ 運転者に対して行う指導及び監督の指針の項目を指導教育したら確実に記録表へ記載すること。</p> </div> <p>2 <u>健康管理の重要性</u> 運転者は平素から食事が不規則になりがちなどから、「食事の摂取時間、食事内容」について、ネット情報を基に教育するとともに、ストレスチェック等に基づき精神面の健康（メンタルヘルス）についての重要性を理解させ、精神面のストレス軽減方策について複数の事例を紹介する。</p> <p>資料：最近の飲酒運転事故の新聞記事、警察等の飲酒運転に関するネット情報、食事摂取の時間・食事内容、メンタルヘルス（チェックリスト含む）</p> <p>● 当日、3年間無事故・無違反の社員表彰をあわせて行った。 函館 巧、室蘭光雄、旭川太郎、帯広裕二、釧路真二、北見広大 欠席者：札幌健太（次回〇月〇日実施予定）</p> <p style="text-align: right;">記 録 者 〇 〇 〇 〇 (印)</p>			
出席者 〇 〇 名	氏 名	氏 名	氏 名
	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇
	◇ ◇ ◇ ◇	◇ ◇ ◇ ◇	◇ ◇ ◇ ◇
	△ △ △ △	△ △ △ △	△ △ △ △
	□ □ □ □	□ □ □ □	
	欠席：札幌健太〇/〇		

※ 出席者の氏名欄は出席者が自筆で記名すること。  
※ 欠席者がある場合は講師又は記録者が欠席者の氏名を記載し、後日同内容伝達した上で氏名欄に日付を追記すること。